

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器の運転切替え準備作業として、ろ過材プリコートタンクへの水張り作業中、当該タンクのレベル変換器への計装用空気が供給されず、レベルが正常に計測がされていなかったことが認められたため、対応検討	C	
2	2号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプの出口弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋換気空調系の冷却装置用送風機（B）の点検において、軸受部の内径寸法測定値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	タービン建屋換気空調系の冷却装置用送風機（B）の点検において、駆動用電動機の保護カバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
5	3号機	1～4号機共用所内ボイラの所内蒸気供給母管用圧力計の点検において、検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋換気系プロセス放射線モニタ用粒子・よう素サンプリングラックの点検において、当該ラック内のフレキシブルチューブ（金属製）に一部亀裂が認められたため、当該チューブを交換	D	
7	4号機	計装品交換作業において、電動機駆動原子炉給水ポンプ入口の復水流量データ伝送器の取付けボルトのネジ部に破損（4本中2本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
8	4号機	第4給水加熱器（B）ドレンレベルスイッチ（4台）の点検において、ドレン配管接続のドレンファンネルよりレベル検出配管洗浄水のリーク（約2リットル、汚染なし）が認められたため、拭取り・清掃及び対応検討	C	
9	4号機	原子炉圧力容器耐圧試験において、原子炉再循環系ジェットポンプ流量変換器（1台）のペントプラグより水のリーク（約150cc、汚染なし）が認められたため、当該プラグを増し締めし、床面を拭取り・清掃	C	
10	4号機	軽油移送配管用トレンチ内に雨水の溜まり（深さ10cm程）が認められたため、当該トレンチ内を点検・清掃及び修理	D	
11	5号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）の記録確認において、検査成績書の検査体制図記載の所属名称に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）の記録確認において、検査成績書の検査体制図記載の対象検査範囲に一部記載漏れが認められたため、対応検討	C	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機補助海水系ポンプ（B）の据付作業において、ポンプ出口配管のサポートにワイヤロープを巻きつけ引張り荷重をかけた際、当該配管サポートを変形させたため、対応検討	C	
14	6号機	中央操作室設置のプロセス計算機用原子炉系運転データの記録用プリンタに印字不良（一部の文字が判読困難）が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒設備（B）のペレットホッパ（B）用重量計の制御信号ケーブル端子部（2箇所）の接続が外れていたため、当該部を復旧及び対応検討	C	
16	その他	陸地処分用低レベル放射性廃棄物検査設備のドラム缶倒立装置の駆動機構下部に作動油のにじみが認められたため、当該部を拭取り・清掃及び一部部品を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで